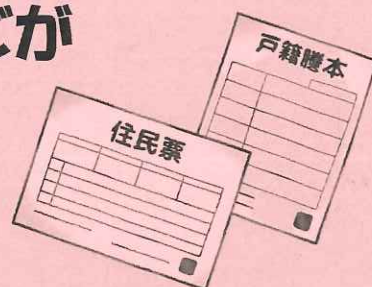


あなたの戸籍謄本・住民票などが
第三者に交付されたら
お知らせする制度



本人通知制度のご案内



どんな制度？



事前に登録しておく、戸籍謄本や住民票などの証明書を第三者(※)に交付した場合、ご本人に郵送でお知らせします。

※「第三者」とは、本人からの委任状を持った代理人や職務を行う上で請求が認められている人（弁護士など）、自己の権利行使または義務履行などの正当な理由がある人。



どのような効果があるの？

住民票の写し等の不正請求の早期発見、事実関係の早期究明が可能になることから、不正請求の抑止効果が期待できます。



どうやって利用するの？

この制度を利用するには、申請が必要です。

■登録できる人

湖南省に住民登録または本籍がある人（除かれた人も含む）

■持ち物

本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）

■申請場所

市民課（東庁舎）、市民課分室（西庁舎）

登録・お問い合わせ 湖南省役所

市民課（東庁舎） ☎0748-11-2323
市民課分室（西庁舎） ☎0748-11-7005